

平成30年度

保険料改定のお知らせ

平成30年3月

名古屋市食品国民健康保険組合

改定保険料は下表のとおりです。(平成30年4月分より)

区 分		1人あたりの月額保険料			
		改 定 後		現 行	
甲組員 (事業主)	医療給付費分	17,400	14,800 ^円	17,000	14,400 ^円
	後期高齢者支援金分(※1)		2,600		2,600
乙組員 (従業員)	医療給付費分	13,400	10,800	13,100	10,500
	後期高齢者支援金分(※1)		2,600		2,600
家族	医療給付費分	8,300	5,700	8,200	5,600
	後期高齢者支援金分(※1)		2,600		2,600
介護保険第2号被保険者(※2)		2,800		2,800	

※1 後期高齢者支援金分

75歳以上(65歳～74歳の一定の障害がある人を含む。)の後期高齢者は、市区町村の広域連合が運営する「後期高齢者医療制度」に加入します。その医療制度の財源「約4割」は、国民健康保険や健康保険組合など現役世代の加入する医療保険から支援金として賄う仕組みとなっており、国から示される係数をもとに当組合で計算し、医療給付費分にあわせて納付していただくものです。

※2 介護保険第2号被保険者

介護保険制度は、市町村及び特別区(広域連合を設置している場合は広域連合)が運営しており、65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の国民健康保険や健康保険組合などの医療保険に加入している方(第2号被保険者)が被保険者となります。その介護保険制度の財源「27%」は、第2号被保険者が加入する医療保険から納付金として賄う仕組みとなっており、国から示される係数をもとに当組合で計算し、医療給付費分に合わせて納付していただくものです。

《あなたの毎月の保険料は》

世帯人員別保険料(甲組員…事業主)

介護保険料⇒	介護保険第2号被保険者該当者数						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	+1人
	0	2,800	5,600	8,400	11,200	14,000	+2,800
世帯人員数	1人	17,400	20,200				
	2人	25,700	28,500	31,300			
	3人	34,000	36,800	39,600	42,400		
	4人	42,300	45,100	47,900	50,700	53,500	
	5人	50,600	53,400	56,200	59,000	61,800	64,600
	6人	58,900	61,700	64,500	67,300	70,100	72,900
	7人	67,200	70,000	72,800	75,600	78,400	81,200
+1人	+8,300						

世帯人員別保険料(乙甲組員…従業員)

介護保険料⇒	介護保険第2号被保険者該当者数						
	0人	1人	2人	3人	4人	+1人	
	0	2,800	5,600	8,400	11,200	+2,800	
世帯人員数	1人	13,400	16,200				
	2人	21,700	24,500	27,300			
	3人	30,000	32,800	35,600	38,400		
	4人	38,300	41,100	43,900	46,700	49,500	
	5人	46,600	49,400	52,200	55,000	57,800	
	+1人	+8,300					